

## 埼玉県信保協、新保証制度開始へ説明会 認定支援機関向けは全国初

2026.03.11 17:08

埼玉県信用保証協会（砂川裕紀会長）は3月9日、同月16日から2029年3月31日まで全国の信用保証協会統一で取り扱う「モニタリング強化型特別保証制度」の説明会を開いた。認定経営革新等支援機関（認定支援機関）向けにオンラインで実施し、1回30分の説明会を2回開いて58人が参加した。同信保協によると、認定支援機関向け説明会の実施は全国初。

認定支援機関との連携が必要不可欠な制度のため、埼玉県内の認定支援機関が多数所属する関東信越税理士会埼玉会支部連合会や埼玉県中小企業診断協会など7団体を通じて所属会員や傘下団体に声かけした。

新制度は、中小企業者が税理士や中小企業診断士、金融機関などの認定支援機関と連携して月次で財務状況や資金繰り状況を把握し、金融機関や信保協に経営状況などを報告することで、信用保証料の一部補助が受けられる。経営状況の変化を早期に捉えることで、中小企業者、金融機関や信保協の双方が適時・適切に相談・経営支援できるようにするもの。

普通保証が2億円以内、無担保保証が8000万円以内、責任共有制度の対象。金融機関経由で申し込みでき、一括返済は1年以内、分割返済は10年以内。担保・保証人は必要に応じて徴求する。27年3月31日までの申し込み分は、補助区分に応じて事業者負担は0.23～0.95%と約半分の保証料補助が受けられる。